

## 滋賀県立伊吹運動場の管理運営に関する協定（基本協定）（案）

滋賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、滋賀県立伊吹運動場の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項の規程に基づき、滋賀県立伊吹運動場（以下「伊吹運動場」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### 第 1 章 総 則

#### （趣旨）

第 1 条 この協定は、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき指定管理者に指定された乙が行う伊吹運動場の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （管理運営の基本方針）

第 2 条 乙は、伊吹運動場の管理運営を実施するに当たっては、安全確保に努めつつ、自らの創意工夫を活かし、伊吹運動場の利用者に対するサービスの向上および管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図るようにしなければならない。

#### （業務の内容）

第 3 条 甲は、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を乙に行わせる。

- (1) 施設および設備器具の提供に関する業務
  - (2) 施設および設備器具の提供の維持管理に関する業務
  - (3) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施に関する業務
  - (4) その他伊吹運動場の設置の目的を達成するため必要な業務
- 2 前項の管理業務の細目は、別紙 1 「管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

#### （管理物件）

第 4 条 乙が管理する施設、設備および備品（以下「管理物件」という。）は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### （指定管理者の責務）

第 5 条 乙は、管理業務を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、条例、滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する規則（平成 6 年滋賀県

規則第 14 号) その他関係法令ならびに本協定および年度協定を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、これを実施しなければならない。

- 2 本協定、募集要項および事業計画書の中に矛盾または齟齬がある場合は、本協定、募集要項、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(信義誠実の原則)

第 6 条 甲および乙は、信義に従い誠実にこの協定を履行しなければならない。

(協定期間)

第 7 条 この協定の期間は、指定の期間である令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 2 章 管理業務の実施に係る経費等

(管理料)

第 8 条 甲は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、甲の予算の範囲内で管理料を乙に支払う。

- 2 指定期間における前項の管理料の総額は〇〇〇〇円(消費税および地方消費税相当額を含む。)以内とする。ただし、本協定の締結後に消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響(条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。)を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定する。
- 3 年度ごとの管理料の額は、指定期間における各年度の管理料の合計額が、前項に規定する管理料総額の範囲内となるよう、別途締結する「年度協定」により、毎年度定めるものとする。
- 4 管理料の支払いは、各年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
- 5 甲は、乙の正当な請求があった日から起算して、30 日以内に管理料を支払うものとする。

(管理料の額の変更)

第 9 条 前条第 2 項の管理料の総額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(管理料の精算)

第10条 第8条第3項により定めた管理料は、当該年度における管理運営に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、増額または減額をしないものとする。ただし、管理物件の修繕または改修（見積額が1件当たり100万円以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県との協議により指定管理者が行うこととなったものに限る。）に係る経費については、甲が提示した募集要項に参考額として記載された管理料の内訳として示されている金額から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額するものとする。

(リスク分担)

第11条 管理業務を行うに当たり想定されるリスクの分担については、別紙3のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合または前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。

(利用料金)

第12条 乙は、条例第14条第1項に掲げる伊吹運動場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを乙の収入とするものとする。

- 2 乙は、条例第14条第3項の規定に基づき、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、利用料金による収入については、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。
- 4 乙は、利用料金を施設の使用の開始までに徴収するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、別に納期を定めて徴収することができる。
- 5 乙は、災害その他使用者の責めによらない理由により伊吹運動場を使用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、使用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承認を得て、利用料金を還付することができるものとする。
- 6 乙は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を受けて利用料金の減免をすることができるものとする。
- 7 乙は、利用料金の額、支払い方法等につき、利用者への十分な周知に努めるものとする。

(利用料金の額の変更)

第13条 乙は、前条第2項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の3月前までに、甲の承認を得なければならない。

(その他の収入)

第 14 条 乙は、管理業務の実施に伴い、利用料金以外の収入がある場合は、甲の収入とすることを条件として収入するものを除き、これを乙の収入とする。

(区分経理)

第 15 条 乙は、管理業務に係る収入および支出について、乙の他の口座とは別の口座で管理し、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

### 第 3 章 管理業務の実施

(管理運営目標)

第 16 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) 令和元年度の施設収入（1,479 千円）を毎年度 1%以上増加させ、令和 3 年～令和 7 年度の 5 カ年累計で 73 千円以上増加させる。
- (2) 令和元年度の利用人数（22,600 人）を毎年度 1%以上増加させ、令和 3 年～令和 7 年度の 5 カ年累計で 1,100 人以上増加させる。
- 2 乙は、毎年度、前項の管理運営目標の達成状況および目標の達成のために取り組む具体的内容について、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、管理運営目標の達成状況を把握するため、随時、乙に対して報告を求め、または実地に調査をすることができる。
- 4 甲は、前 2 項に規定する報告または調査の結果、管理運営目標の達成のために必要と認めるときは、管理業務の改善等について指示を行うことができる。

(開業準備)

第 17 条 乙は、指定期間の開始に先立ち、本業務の実施に必要な資格者および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(事業計画書等)

第 18 条 乙は、各年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の 9 月末日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

い。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

#### (モニタリングの実施)

第19条 甲および乙は、乙が行う管理業務の実施状況を把握し、伊吹運動場の良好な管理運営を確保するために、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。

##### (1) 定期モニタリング

乙は、月ごとの月例業務報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出し、甲は、提出された月例業務報告書をもとに、別に定める伊吹運動場の維持管理および運営等に関する業務の基準の達成状況を確認する。

##### (2) 随時モニタリング

甲は、必要があると認める場合、各業務の遂行状況を随時確認する。

2 甲は、前項のモニタリングの結果、必要があると認めるときは、その内容について、乙に対して説明を求め、または実地に調査することができる。

3 モニタリングの実施に係る費用は、乙の負担とする。

4 モニタリングの結果、乙の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、甲は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。

5 乙は、前項に定める指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

6 乙は、次に掲げる帳簿類を作成して常備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

##### (1) 文書管理簿

##### (2) 業務日誌

##### (3) 出納簿

##### (4) 支出証拠書類簿

##### (5) その他甲が必要と認めるもの

#### (施設利用者アンケート等の実施)

第20条 乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果および業務改善の状況について甲に報告するもの

とする。

(事業報告書)

第 21 条 乙は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 前 2 項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に係る収支状況
- (3) 伊吹運動場の利用状況
- (4) その他甲が別に定める事項

4 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、または実地に調査することができる。

(委託等の禁止)

第 22 条 乙は、管理業務を行うに当たり、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 前項の承認を受けて、乙が管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、全て乙の責任および費用において行うものとし、当該業務に関して、乙が委託し、または請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(委託契約等における暴力団の排除措置)

第 23 条 乙は、管理業務を行うに当たり、相手方が暴力団または暴力団員と知りながら、委託契約や物品購入契約等を締結してはならない。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は、管理業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用してはならない。指定の期間が満了し、または指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、伊吹運動場の管理業務に従事する期間または従事しな

いこととなった以後の期間においても、管理業務の実施に伴い知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的のために使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

#### (個人情報の保護)

第 25 条 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (適正な行政手続)

第 26 条 乙は、管理業務の執行に当たっては、滋賀県行政手続条例（平成 7 年滋賀県条例第 40 号）の規定に基づいた手続により行うものとし、同条例の規定に基づき審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかななければならない。

2 乙は、前項の規定により審査基準、標準処理期間および処分基準を定めたときは、これらを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

#### (文書の管理・保存)

第 27 条 乙は、管理業務の実施に伴い作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」

という。）について、文書の管理に関する規程等を別に定め、これにより、適正に管理・保存することとし、指定の期間が満了し、または指定の取消を受けた後に甲の指示に従って引き渡すものとする。

2 前項の規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該規程を変更する場合も同様とする。

#### (情報公開)

第 28 条 乙は、乙が管理している管理文書の公開については、情報公開に関する規程等を別に定め、これにより行うものとする。

2 前項の規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該規程等を変更する場合も同様とする。

#### (管理物件の現状変更)

第 29 条 乙は、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた上、乙の負担で実施

するものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該現状変更部分について、将来にわたってその権利を主張しないものとする。

#### (管理物件の維持補修)

第 30 条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕（次条第 1 項に規定する長期保全計画に基づく修繕等を除く。）については、見積額が 1 件につき 100 万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上のものについては甲の負担と責任において実施するものとし、1 件 100 万円未満のものについては乙が自己の負担と責任において実施するものとする。

2 管理物件の効用の増加を目的とした改修および次条第 1 項に規定する長期保全計画に基づく修繕等については、甲の負担と責任において実施するものとする。

3 前 2 項の規定により、甲の負担と責任において実施するものとされる修繕等または改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、甲乙協議の上、甲の負担において乙に実施させることができる。

#### (予防保全)

第 30 条の 2 甲は、伊吹運動場において計画的に実施する予防的な修繕等について、その内容および時期を定めた計画（以下「長期保全計画」という。）を作成する。

2 甲は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、長期保全計画を適宜変更することができる。

3 乙は、長期保全計画に定める修繕等の対象物件について修繕等を行おうとする場合には、予め甲と協議し、甲の承認を得なければならない。ただし、施設の管理上緊急を要するときは、この限りでない。

4 乙は、前項後段の規定により甲の承認を得ずに修繕等を行ったときは、修繕等の実施後、速やかに甲に報告するものとする。

#### (保守点検)

第 30 条の 3 管理業務として行う各種保守点検については、「滋賀県県有施設点検マニュアル」に示す点検内容と同等以上の点検を毎年 1 回以上行い、その結果を毎年 8 月末日までに県に報告するとともに、施設の実情に応じた適切な保守点検業務を行うものとする。

#### (備品の取扱い)

第 31 条 第 4 条の規定により乙が管理する備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものを見積額が 1 件当たり 100 万円以上のものについては、甲の負担と責任において購入または調



達するものとし、1件当たり100万円未満のものについては、乙が自己の負担と責任において購入または調達するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき備品を購入または調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙が第1項の規定に基づき購入または調達した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

#### (管理物件のき損等)

第32条 乙は、管理物件が滅失し、またはき損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する滅失またはき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

#### (保険契約)

第33条 甲は、甲の所有に属する施設のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、破裂および爆発による損害ならびにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。）を締結するものとする。

2 乙は、管理業務の実施にあたり、次の保険を付保するものとする。

##### (1)施設賠償責任保険

#### (第三者の損害の負担)

第34条 乙は、管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により伊吹運動場の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額およびその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

#### (事故の報告)

第35条 乙は、伊吹運動場において利用者の被災、災害その他の事故等が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を甲に報告しなければならない。

#### (県内事業者への配慮)

第36条 乙は、管理業務を行うに当たって、第三者との取引を行う場合は、県内事業者を優先するよう努めるものとする。

#### (環境への配慮)

第 37 条 乙は、管理業務を行うに当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
- (3) 有害化学物質・廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- (4) 業務に関わる者に対して、環境の保全および創造に関する教育および学習の推進に努めること。

（雇用における配慮）

第 38 条 乙は、職員の採用に当たっては、本人の適性、能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮するものとする。

- 2 乙は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、国および地方公共団体に義務づけられている雇用率と同等の雇用率を達成できるよう努めるものとする。

（人権への配慮）

第 39 条 乙は、公正な採用選考、人権研修の実施その他人権に配慮した業務遂行に努めるものとする。

（管理業務の継続が困難となった場合の措置等）

第 40 条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、直ちにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲または乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、甲と乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

#### 第 4 章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

（指定の取消しおよび業務の停止）

第 41 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、この協定もしくは年度協定に定める事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、関係法令、条例および規則またはこの協定の規定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の指定手続きまたは管理業務の実施に当たり、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに管理業務に関する甲の指示に従わないとき。(5) 乙が、前条第2項の改善勧告に対し、定められた期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
- (6) 乙が、管理業務に関して甲が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
- (7) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立または手形交換所による取引停止処分をいう。）もしくは財務状況が著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と認められ、または著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 乙が、伊吹運動場指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。
- (9) 乙から指定取消しの申入れがあったとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失または追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(管理料の返還)

第42条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により管理料の全部または一部を返還しなければならない。

## 第5章 指定管理者の交代

(施設等の引渡し)

第43条 乙は、指定管理者の指定期間が満了し引き続き指定管理者として指定されなかったとき、または第41条により指定管理者の指定を取り消されたときは、管理物件を甲の指定する期日までに原状を回復した上で甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わず、別途甲が定める状態で甲に引き渡すことができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し管理物件に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとする。

(管理業務の引継ぎ)

第44条 乙は、指定管理者の指定期間の満了後、もしくは指定管理者の指定の取消し後において、伊吹運動場の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に甲または甲が指定した者に対して管理業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理物件の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

## 第6章 その他

(管理業務の範囲外の業務)

第45条 乙は、伊吹運動場の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、実施条件を付することができるものとする。

4 乙は、自主事業を実施するために伊吹運動場を使用する場合は、使用に係る施設の利用料金を負担するものとする。

(ネーミングライツ)

第46条 甲は、指定期間内に伊吹運動場においてネーミングライツを導入する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合、乙は、ネーミングライツパートナーが定める愛称の定着に努めるものとし、乙が行う伊吹運動場の広報等において当該愛称を用いるとともに、イベント等の広報等において愛称が使用されるよう、主催者や施設利用者等に徹底するものとする。

(損害賠償)

第47条 乙は、管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第41条により指定を取り消され、または管理業務の全部または一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

い。

(重要事項の変更の届出)

第 48 条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく、変更したことを証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

(年度別の協定)

第 49 条 年度別の管理業務の内容およびこれに係る管理料等必要な事項については、毎年度締結する年度協定において定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 50 条 乙は、この協定によって生じる権利および義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保に供してはならない。

(協定の改定)

第 51 条 伊吹運動場の管理に関し、特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上でこの協定を改定することができる。

(管轄裁判所)

第 52 条 この協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(疑義等の解決)

第 53 条 この協定に定める事項の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 ○○県○○市○○ ○丁目○番○号  
○○法人 ○ ○ ○ ○

(代表者 職・氏名)

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、管理業務を行うことにより知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、指定の期間が満了し、または指定が取り消された後も有効に存続するものとする。

(委託の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を行うために作成し、または取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、管理業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、甲の指示または承諾がある場合を除き、個人情報を当該業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡され、または乙自らが作成し、もしくは取得した個人情報が記録された資料等は、管理業務終了後直ちに、甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(管理業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、管理業務に従事している者に対し、在職中および退職後において、当該業務

に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、管理業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第 10 甲は、乙が管理業務を行うために取り扱う個人情報の状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が管理業務を行うために取り扱う個人情報の状況について、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 of 報告)

第 12 乙は、管理業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

別紙 1 管理業務仕様書

要項業務基準に準じる

別紙 2 管理する施設および設備

施設及び備品に準じる

## 別紙3

種 類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	当該施設周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税）	○※ 利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延・中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○



種 類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）（県が策定する長期保全計画に基づく修繕等を除く。）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	長期保全計画に基づき修正等を行うもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者の管理物件の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

令和〇〇年度における滋賀県立伊吹運動場の管理に関する年度協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に締結した「〇〇伊吹運動場の管理に関する協定（基本協定）」（以下「基本協定」という。）に基づき、令和〇年度における滋賀県立伊吹運動場の管理業務の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和〇年度における滋賀県立伊吹運動場の管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

（事業計画）

第3条 令和〇年度における管理業務の内容は、別紙に定める計画書のとおりとし、乙は計画に沿って管理業務を行わなければならない。

2 乙は、事業計画、人員配置計画または収支計画の内容を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

（管理料）

第4条 基本協定第8条に基づき甲が乙に支払う令和〇年度の管理料は、年額〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税および地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に関して、疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号  
〇〇法人 〇 〇 〇 〇  
(代表者 職・氏名)